

苦小牧市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、苦小牧市男女平等参画推進条例の理念に基づき、多様な性の在り方が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を十分に生かすことのできる社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）性的マイノリティ

性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者をいう。

（2）パートナーシップ

互いに人生のパートナーとして同等の権利を有し、責任をもって協力し合う約束をした、一方または双方が性的マイノリティである二者の関係をいう。

（3）宣誓

パートナーシップにある二人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

（宣誓対象者要件）

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）双方が成年に達していること

（2）一方又は双方が本市に住所を有する又は本市への転入を予定していること

（3）双方が現に婚姻しておらず、かつ、宣誓に係る相手方以外にパートナーシップの関係にないこと

（4）双方が民法（明治29年法律第89号）第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係（宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている若しくはしていたことにより該当する場合を除く。）にないこと

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、揃って市職員の面前において、パートナーシップ宣誓書（様式第1号）（以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、市長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- 2 宣誓書には、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。
 - (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓しようとする日以前3か月以内に発行されたものに限る。）若しくは本市への転入を予定していることがわかる書類
 - (2) 戸籍個人事項証明書（抄本）又は現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓しようとする日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 前条第2号に規定する本市に転入予定である者は、宣誓をした日から3か月以内に、住民票の写し等本市への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。

（本人確認）

第5条 市長は、宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が添付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

（通称名の使用）

第6条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において戸籍に記載されている氏名と併せて通称名を使用することができる。

- 2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示するものとする。

（受領証等の交付）

第7条 市長は、第4条又は第5条の規定により宣誓者が第3条に規定する要件を満たしていると認める場合は、市長は宣誓書を受領し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（様式

第3号) (以下「受領証等」という。) を、宣誓書の写しを添付し、宣誓者に交付する。

- 2 前条第1項の規定により通称名の使用を希望した場合は、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を受領証等に記載する。

(受領証等の再交付)

第8条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者は、当該受領証等を紛失し若しくは汚損した場合又は氏名等の変更があった場合は、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号)(以下「再交付申請書」という。)により、受領証等の再交付を申請することができる。

- 2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けた場合は、受領証等を再交付することができる。この場合において、受領証等の再交付を受けようとする者に、第5条に掲げる書類のいずれかの提示又は提出を求めることができる。

(受領証の返還等)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第5号)に受領証等を添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき
- (2) 一方が死亡したのちに、新たな者とのパートナーシップを宣誓するとき
- (3) 双方が本市域内に住所を有しなくなったとき(第12条第1項に規定するパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書を提出する場合を除く。)
- (4) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

(宣誓の無効)

第10条 次の各号いずれかに該当する宣誓等は無効とする。ただし、第3号に該当する場合は、要件に該当しなくなった時点以降に限り無効とする。

- (1) 宣誓者がパートナーシップを形成する意思を有しないとき
- (2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき
- (3) 第3条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき

(交付番号の公表)

第11条 市長は、第9条の規定により返還届が提出された場合、又は前条の規定により宣誓が無効となった場合は、受領証等の交付番号(受領証ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

(自治体間での相互利用)

- 第12条 宣誓者が、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体へ転出する場合であって、パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（様式第6号）を提出したときは、継続して本市が交付した受領証を使用することができる。
- 2 本市と協定を締結している自治体から本市へ転入した者は、協定を締結している自治体が交付した受領証（継続使用の手続がされたものに限る。）を、本市において継続して使用することができる。
- 3 前2項の規定により継続して受領証を使用している者が、第9条に該当した場合又は本市と協定を締結している自治体以外の自治体に転出した場合には、当該受領証を交付した自治体に返還するものとする。
- 4 第1項の規定により継続している受領証の再交付については、第8条の規定を準用する。

(宣誓書等の保存)

- 第13条 市長は、宣誓書等を第9条の規定により受領証等が返還された日又は第10条の規定に該当すると市長が認めた日のいずれか早い日から起算して10年を経過する日まで保存する。

(周知啓発)

- 第14条 市長は、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、周知及び啓発活動を行うものとする。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は令和 年 月 日から施行する。



パートナーシップ宣誓書

苫小牧市長 様

私たちは、苫小牧市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

宣誓日 年 月 日

	宣誓者	宣誓者
フリガナ 氏 名 (自 署)		
戸籍上の氏名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電 話 番 号		
代筆者氏名・住所		

(裏面)

パートナーシップ宣誓に当たっての確認事項

私たちは、苫小牧市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップの宣誓に当たり、以下の内容を確認した上で、宣誓します。

また、以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、受領証等を市に返還します。

氏名 (自署)	宣誓者	宣誓者
要綱	確認事項 (確認欄に✓をつけてください)	確認欄
第2条第1号 及び第2号	互いを人生のパートナーとして同等の権利を有し、責任をもって協力し合う約束をした、一方または双方が性的マイノリティ (性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が割り当てられた性別と異なる者をいう。) である二者の関係であること。	<input type="checkbox"/>
第3条第1号	双方が成年に達していること。	<input type="checkbox"/>
第3条第2号	1 双方が本市に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
	2 一方が本市に住所を有している。 〔氏名： 〕	
	3 市内への転入を予定している。 〔氏名： 〕 〔転入予定日： 年 月 日 〕	
第3条第3号	双方に配偶者 (事実上の婚姻関係にある者を含む。) がいないこと及び宣誓に係る相手方以外とパートナーシップの関係にないこと。	<input type="checkbox"/>
第3条第4号	双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係にないこと。 ただし、宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている若しくはしていたことにより該当する場合は除く。	<input type="checkbox"/>

第2号様式（第7条関係）

（表面）



第 号

パートナーシップ宣誓書受領証

（ 年 月 日生） 様

（ 年 月 日生） 様

宣誓日 年 月 日

苫小牧市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

年 月 日

苫小牧市長



(裏面)

1 苫小牧市パートナーシップ制度とは

一方または双方が性的マイノリティである2人が、互いに人生のパートナーとして同等の権利を有し、責任をもって協力し合う約束をしたパートナーシップの関係にあることを宣誓し、苫小牧市長がパートナーシップ宣誓受領証等を交付する制度です。なお、本制度は、法的効力を有するものではありません。

2 受領証の交付要件

パートナーシップの宣誓時に、以下の要件を満たす2人であることを確認しています。

- (1) 互いを人生のパートナーとして同等の権利を有し、責任をもって協力し合う約束をした、一方または双方が性的少数者の2人であること。
- (2) 宣誓日において、双方が成年に達していること。
- (3) 一方または双方が苫小牧市内に住所を有している又は転入を予定していること。
- (4) 双方が婚姻（事実婚含む）していないこと及び宣誓者以外のパートナーがいないこと。
- (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻ができない者同士の関係ではないこと。（宣誓者同士が養子縁組をしている若しくはしていた場合を除く。）

3 この宣誓受領証の提示を受けた方へ

苫小牧市では、苫小牧市男女平等参画推進条例の理念に基づき、多様な性の在り方が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を十分に生かすことのできる社会の実現を目指しています。

受領証の提示を受けた時は、上記の趣旨を御理解いただきますとともに、個人情報取り扱いには、十分な御配慮をお願いします。

4 通称名を使用している場合


宣誓者名		
戸籍上の氏名		

第3号様式（第7条関係）

（表面）

第 号	
パートナーシップ宣誓書受領証カード	
苦小牧市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
本人氏名	パートナー氏名
(年 月 日生)	(年 月 日生)
年 月 日	
苦小牧市長	
印	

（裏面）

<p>苦小牧市では、多様な性の在り方が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を十分に生かすことのできる社会の実現を目指し、「苦小牧市パートナーシップ制度」を設けています。</p> <p>法律上の効果が生じるものではありませんが受領証の提示を受けた時は、上記の趣旨を御理解いただきますとともに、個人情報の取扱いには、十分な御配慮をお願いします。</p>	
戸籍上の氏名（通称名を使用の場合）	
本人氏名	パートナー氏名
_____	_____
【問合せ先】 苦小牧市総合政策部協働・男女平等参画室（電話 _____）	

備考

寸法は縦54ミリメートル、横85ミリメートルとする。

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

苫小牧市長 様

苫小牧市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、以下のとおりパートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を申請します。

	宣誓者	宣誓者
フリガナ 氏 名		
戸籍上の氏名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
宣 誓 日	年 月 日	
再 交 付 理 由	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 毀損・汚損 <input type="checkbox"/> 氏名等の変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
再交付を希望 する書類	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証カード	

申請者（宣誓者のいずれかに限る。）

フリガナ 氏 名 (自 署)	
住 所	
電 話 番 号	
代筆者氏名・住所	

※申請される方の本人確認書類を提示してください。

※紛失以外の理由の場合、交付済みの受領証等を提出してください。

パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書

苫小牧市長 様

私たちは、苫小牧市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第12条の規定により、受領証等の継続使用を申請します。

また、本申請の写しを転出先自治体へ提供することを同意します。

	宣誓者	宣誓者
フリガナ 氏 名 (自 署)		
戸籍上の氏名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
現 住 所 (転出元住所)		
新 住 所 (転入先住所)		
* 電 話 番 号 E - m a i l		
代筆者氏名・住所		

* 申請手続きのご連絡用にのみ使用させていただきます。

※必ず、お二人の本人確認ができる書類の写しを添付してください。